

## 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 題名の改正等

題名を「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構法」に改めるとともに、独立行政法人農業技術研究機構を独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下「研究機構」という。）に改称すること。

（題名等関係）

### 第二 生物系特定産業技術の定義

この法律において「生物系特定産業技術」とは、その業務において生物の機能を維持増進し、若しくは利用し、又は生物の機能の発現の成果を獲得し、若しくは利用する事業で次に掲げる業種に属するものに関する技術（基盤技術研究円滑化法第二条に規定する基盤技術に該当するものを除く。）のうち当該事業を所管する省の所掌に係るものであつて、その開発に当たり生物の機能又はその発現の成果の特性に密接に関連する試験研究を必要とするものとする。

（第二条関係）

#### 一 農林漁業

#### 二 飲食料品製造業及びたばこ製造業

三 一及び二に掲げるもののほか、その業種に属する事業に関する技術の性格を勘案し、その技術の高度化を図ることが特に必要でかつ適切と認められる業種として政令で定めるもの

### 第三 研究機構の目的の改正

一 研究機構は、農業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資することを目的とすること。

(第四条第一項関係)

二 研究機構は、一に掲げるもののほか、農業機械化促進法に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とすること。

(第四条第二項関係)

### 第四 資本金に関する規定の整備

一 研究機構は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができるものとする。

(第七条第二項関係)

二 一の認可を受けたときは、政府は第七に掲げる業務のそれぞれに、政府以外の者は第七の二から四に

掲げる業務のそれぞれに必要な資金に充てるべき金額を示して出資するものとする。

(第七条第三項及び第四項関係)

## 第五 役員数の変更

研究機構に、監事三人を置くこととともに、理事八人以内を置くことができるものとする。

(第十条関係)

## 第六 業務の範囲の変更

一 研究機構は、従来の業務に加え、次の業務を行うものとする。

(第十三条第一項第四号、第五号、第六号、第七号及び第八号関係)

(一) 民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

(二) 政府等（政府及び独立行政法人をいう。）(三)において同じ。）以外の者に対し、生物系特定産業技術

に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。

(三) 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。

(四) 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(五) 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。

二 研究機構は、第三の二の目的を達成するため、農業機械化促進法第十六条第一項に規定する業務を行うものとする事。

(第十三条第二項関係)

## 第七 区分経理

研究機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならないものとする事。

(第十四条関係)

一 農業技術に関する試験及び研究に関する業務及びこれらに附帯する業務

二 第六の(一)から(四)までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

三 第六の(五)に掲げる業務及びこれに附帯する業務

#### 四 第六の二に規定する業務

#### 第八 利益及び損失の処理の特例

第七の二に掲げる業務に係る勘定における独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第四十四条の規定に基づく利益及び損失の処理については、特例として、政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付するものとする。

（第十五条関係）

#### 第九 長期借入金及び償還計画

一 研究機構は、第六の一の（一）に掲げる業務に必要な費用に充てるため、主務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるとする。

（第十六条関係）

二 研究機構は、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、主務大臣の認可を受けなければならないものとする。

（第十七条関係）

#### 第十 余裕金の運用の特例

研究機構は、第七の二及び四に掲げる業務に係る業務上の余裕金については、通則法第四十七条に規定する方法によるほか、財政融資資金への預託により運用することができるものとする。

第十一 主務大臣等に関する規定の整備

一 この法律及び研究機構に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとするものとする。

(第二十三条第一項関係)

- (一) 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項(二に掲げるものを除く。)については、農林水産大臣
- (二) 第七の二又は三に掲げる業務に係る資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金に関する事項については、農林水産大臣、財務大臣及び第二の三の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣
- (三) 第七の一に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣
- (四) 第七の二又は三に掲げる業務であつて、農林漁業及び飲食料品製造業(酒類製造業を除く。)に係るものに関する事項については、農林水産大臣
- (五) 第七の二又は三に掲げる業務であつて、酒類製造業及びたばこ製造業に係るものに関する事項につ

いては、財務大臣

(六) 第七の二又は三に掲げる業務であつて、第二の三の政令で定める業種に属する事業に係るものに関する事項については、当該事業を所管する大臣

(七) 第七の四に掲げる業務に関する事項については、農林水産大臣

二 この法律及び研究機構に係る通則法における主務省は、農林水産省とし、主務省令は、主務大臣の発する命令とすること。  
(第二十三条第二項及び第三項関係)

## 第十二 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。

## 第十三 附則

一 この法律は、平成十五年十月一日から施行すること。  
(附則第一条関係)

二 研究機構は、この法律の施行の時に、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構となるものとする。  
(附則第二条関係)

三 生物系特定産業技術研究推進機構は、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び

債務は、その時において研究機構が承継するものとする。

(附則第四条関係)

四 生物系特定産業技術研究推進機構法は廃止すること。

(附則第八条関係)

五 その他所要の経過規定を整備するほか、関係法律について所要の改正を行うものとする。